

## 松江市障がい者福祉施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 市の交付する障がい福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の目的)

**第2条** 市は、社会福祉法人等が「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国補助金交付要綱」という。）により整備する、障がい者福祉施設等の施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、障がい者福祉施設等の整備を促進し、障がい者の福祉の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付の対象)

**第3条** この補助金の交付の対象となる障がい者福祉施設等とは、次の表のとおりとする。

交付の対象となる事業	施設の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定す	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備 応急仮設施設整備 避難スペース整備

		る公益法人、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する一般社団法人等をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	
	障害者支援施設	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	
障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所	社会福祉法人等	創設 増築 改築 大規模修繕等 応急仮施設設置整備 避難スペース整備 （居宅介護、重度訪問介護、同行援

条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所の施設整備	相談支援事業所		護、行動援護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法人	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備 応急仮設施設整備
障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホームの施設整備	福祉ホーム	社会福祉法人等	大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備
平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	本表中の施設の種類ごとに定められている整備区分

- 2 前項の施設整備は、国補助金交付要綱」第2の3の（2）から（4）までに定める整備内容をいう。

#### （補助金の交付額の算定方法）

- 第4条** 補助金の交付額は、次項又は第3項の規定に定めるところにより算出した額とする。  
この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものと

する。

- 2 前条第1項の施設に係る創設、増築、改築、避難スペース整備及び老朽民間社会福祉施設整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- 3 前条第1項の施設に係る前項に掲げる事業以外の事業については、国補助金交付要綱第2の6(3)のイに規定する都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

#### (添付書類)

**第5条** 補助金に係る交付申請、着手届、変更交付申請、変更承認申請、完了届、実績報告及び交付請求の際には、次の各号に定める書類を速やかに提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書、補助金等変更交付申請書、補助事業等変更承認申請書  
施設整備申請額内訳書(様式第1-2号)、事業計画書(様式第1-3号)及び事業費内訳書(様式第1-4号)
- (2) 補助事業等着手届  
施設整備に係る工事に着工したときは、工事着工報告書(様式第4-2号)
- (3) 補助事業等完了届  
消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4-3号)
- (4) 補助事業等実績報告書  
施設整備積算額内訳書(様式第5-2号)、事業実績報告書(様式第5-3号)、支出済事業費内訳書(様式第5-4号)及び工事契約金額報告書(様式第5-5号)
- (5) 補助金等交付請求書  
事業概況書(様式第7-2号)及び出来高査定書(様式第7-3号)

#### (補助金の交付の条件)

**第6条** この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しないこと。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部

を市に納付させることがある。

- (5) 前号前段に規定する場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業者は、施設整備において、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (9) 同一の交付対象経費に対して、この補助金と重複してお年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けないこと。
- (10) 補助事業者が施設整備事業を行うに当たっては、平成30年4月18日付け福第48号松江市福祉部福祉総務課長通知「松江市社会福祉施設等整備に関する入札事務取扱要綱」によること。
- (11) 補助事業者は、事業を行うに当たっては市内中小企業者への発注に努めること。
- (12) 松江市ひとにやさしいまちづくり条例（平成20年6月26日松江市条例第36号）に基づき、整備基準に適合させること。

#### （工事の状況報告）

**第7条** 補助事業者は、施設整備に係る工事の進捗状況について、工事進捗状況報告書（様式第9号）により、12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

#### （年度終了実績報告）

**第8条** 事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日までに年度終了実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月21日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

施設整備申請額内訳書

施設の種類 区 分	施設の名称 設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≤A) 円	寄附金 その他の 収入額 C 円	差 引 額 D(=A-C)円	BとDの少 ない方の額 ×市補助率 E 円	算定基準によ る算 定 額	松江市補助 基本額 G 円	松江市補助 所要額 H(≤G) 円
						単 価 F 円		
本体工事費								
主体工事費								
工事事務費								
施設整備費合計								

- (注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- 2 市補助金算定方法が要綱第4条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものをE欄に記入すること。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 算出に当たっては、本体、その他工事別とすること。
- 4 A欄からD欄までの施設種別毎の内訳の金額については、F欄の内訳を松江市補助基本額とした場合には、記入は不要である。
- 5 工事事務費のB欄には、原則としてA欄の金額と主体工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
- 6 A欄からG欄までの施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
- 7 G欄には、E欄とF欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

様式第1-3号（第5条関係）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事及び仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

- (注) 1 室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階の平面図を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（\_\_\_\_\_年度：市・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取壊し）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

- (注) 1 室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階の平面図を添付すること。



(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	（介護用リフト工事費）	_____円
	（_____）	_____円
オ	授産施設近代化設備工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	_____円
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	松江市補助金	_____円
イ	他補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	（内訳）一般財源	_____円
	地方債・借入金	_____円
	寄附金	_____円
エ	合計	_____円

(4) 施工計画

ア	直営・請負の別
イ	契約年月日
ウ	着工年月日
エ	竣工年月日
オ	事業開始年月日
カ	解体撤去工事関係
	（ア）直営・請負の別
	（イ）着工年月日
	（ウ）完了年月日
キ	仮設施設工事関係
	（ア）直営・請負・賃貸借の別
	（イ）工事期間
	（ウ）仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

様式第1-4号(第5条関係)

事業費内訳書

〇〇施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費 〇〇工事 〇〇〇〇  附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事  工事事務費 〇〇〇〇		円	円	
	小計				
補助対象外経費	用地買収費 事務雑費 〇〇〇〇				
	小計				
合計					

様式第4-2号（第5条関係）

工事着工報告書

施設の種類				施設の名称				設置団体						
建物の構造及び面積		構 造 _____造		経費内訳		本体工事費 _____円		直営・請負の別						
		建築面積 _____㎡				その他等工事費 _____円		契約年月日						
		延面積 _____㎡				その他等工事費 _____円		着工年月日						
						合 計 _____円		完成予定年月日						
		年 月		月		月		月		月		月		
出来高	本 体 工 事		金 額		円		円		円		円		円	
			%		%		%		%		%		%	
	そ の 他 等 工 事		金 額		円		円		円		円		円	
			%		%		%		%		%		%	
	合 計		金 額		円		円		円		円		円	
			%		%		%		%		%		%	

様式第4-3号(第5条関係)

番 号  
年 月 日

松江市長 様

法人所在地、名称及び代表者 ⑩

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった 年度松江市障がい者福祉施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)第13条の規定による確定額または事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要松江市補助金等返還相当額)  
金 \_\_\_\_\_円

(添付書類)

- (1) 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

施設整備精算額内訳書

施設の種類		施設の名称										
区	分	設置者の	対象経	寄附金	差引額	BとDの少	算定基準に	松江市補	松江市補	松江市補	松江市補	差引過不
		総事業費	費の実支	その他	D(=A-	ない方の額	よる算定額	助基本額	助所要額	助交付決	助受入済	足額
		A 円	出(予定)	の収入	C)円	×市補助率	単 価	G 円	H(≤G)	定額	額	K(=G-I)
			額	額		E	円	円	円	円	円	円
		B(≤A)円	C 円									
本体工事費												
	主体工事費											
	工事事務費											
施設整備費合計												

- 注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- 2 市補助金算定方法が要綱第4条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものを欄に記入すること。  
ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 A欄からD欄までの施設種別毎の内訳の金額については、F欄の内訳を松江市補助基本額とした場合には、記入は不要である。
- 4 工事事務費のB欄には、原則としてA欄の金額と主体工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
- 5 A欄からG欄までの施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
- 6 G欄には、E欄とF欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

様式第5-3号（第5条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事及び仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（\_\_\_\_\_年度：市・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取壊し）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計（本体工事費） \_\_\_\_\_円

エ 介護用リフト等特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_円

（介護用リフト工事費） \_\_\_\_\_円

（\_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_円

オ 授産施設近代化設備工事費 \_\_\_\_\_円

カ 授産施設等整備工事費 \_\_\_\_\_円

キ 解体撤去工事費及び

仮施設整備工事費	_____円
（解体撤去工事費）	_____円
（仮施設整備工事費）	_____円
ク その他の工事費	_____円
ケ 地域交流スペース	_____円
コ 合計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア）着工年月日
  - （イ）完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - （ア）工事期間
  - （イ）仮施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮施設整備のみ）
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
（建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- ウ 室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書（別紙①）（補助事業者が社会福祉法人の場合のみ）
- キ 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）



様式第5-4号(第5条関係)

支出済事業費内訳書

〇〇施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費 〇〇工事 〇〇〇〇  附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事  工事事務費 〇〇〇〇		円	円	
	小計				
補助対象外経費	用地買収費 事務雑費 〇〇〇〇				
	小計				
合計					

様式第5-5号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

松江市長 様

補助事業者名 印

施工業者名 印

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、  
施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締  
結し施行するとともに、松江市補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

記

	契 約 年 月 日	金 額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

事業概況書

事業名 工事場所 建物構造 建築面積 延床面積	市交付決定 年月日/ 指令番号	総事業費 (事業費内訳)	補助対象 事業費	補助基本 額 (補助率)	補助金交 付決定額	出来高又は精算額			受領済額	今回請求額	契約年月日 着工年月日 竣工(予定) 年 月 日	請 負 人 住所・氏名
						出来高又 は精算額	進 捗 率	補助金 相当額				
		主体工事費	円	円	円	円	%	円	円	円		
		工事事務費										
合 計												

松江市長 様

年 月 日

補助事業者名 印○

様式第7-3号(第5条関係)

出来高査定書

年 月 日

(補助事業者名) 様

設計監理事務所名

設計監理者氏名

印

査定する工事名等

- 1 工事名
- 2 場所
- 3 工期
- 4 施工者

上記工事の 年 月 日現在の出来高を査定した結果、下記のとおりであることを証明します。

記

- |         |         |    |
|---------|---------|----|
| 1 設計監理者 |         |    |
| 2 工事金額  | 補助対象事業費 | 円  |
|         | (総事業費   | 円) |
| 3 出来高   | 補助対象分金額 | 円  |
|         | (出来高率   | %  |

様式第9号（第7条関係）

工事進捗状況報告書

施設の種類 \_\_\_\_\_

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	松江市補助額 A 円	月 日 現在の出来高 B %	3月末日までの出来高 見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備 考

(注) B欄には、12月末日現在の出来高率を記入すること。様式第10号

番 号  
年 月 日

松江市長 様

法人所在地、名称及び代表者 ⑩

年度終了実績報告書

年度松江市障がい者福祉施設整備費補助金について、補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）第12条の規定により別紙のとおり報告します。

様式第10号別紙

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	松江市補助 基本額 円	松江市 補助額 円	事業費支払 実績見込額 円	事業 進捗率 %	受入額 円	事業費 円	松江市 補助額 円	着手 年月	完了 年月	